

消防用設備等の設置単位に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下、「消防用設備等」という。）の設置及び維持に係る単位に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置単位)

第2 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り棟（原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。）によるものとする。

(渡り廊下等による接続)

第3 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟として取り扱うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものとする。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合する場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態とすること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満とすること。

なお、複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）で接続される場合は、その数値を加算するものとする。（以下、ウ（イ）a、第2号工（幅員に限る）、キ及び第3号アかつこ書きの適用にあたっては同様とする。）

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものとする。ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、この限りでない。

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次のa又はbによること。

a 耐火構造又は防火構造とすること。

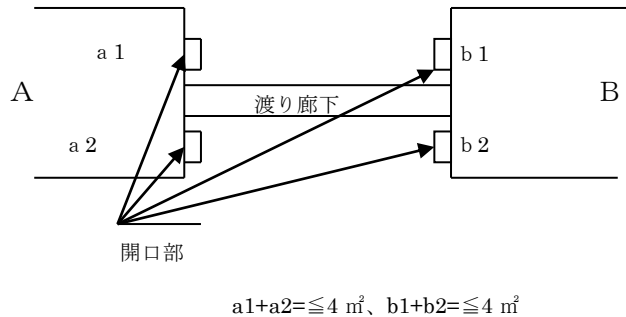
b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀、その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備により延焼防止上有効に防護すること。

なお、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は令第12条第2項の基準の例によること。

(イ) (ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、次のaにより開口部に

防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の口に規定する防火戸であるものに限る。以下同じ。）が設けた場合にあつては、この限りでない。

- a 渡り廊下で接続される建築物と建築物の開口部の面積は、それぞれの建築物において合計が4㎡以下とすること。



(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

- a 吹き抜け等の開放式で、建築物との両端の接続部に防火戸を設けたもので、次の(a)又は(b)によるもの。
- (a) 建築物相互間の距離は、1m以上とし、かつ、廊下の両側の上部が天井高の2分の1又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
- (b) 建築物相互間の距離は、1m以上とし、かつ廊下の片側の上部が天井高の2分の1又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの。
- b a以外のもので、次の(a)から(d)までに適合するもの。
- (a) 建築物相互間の距離は、1m以上とすること。
- (b) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、準不燃材料とすること。
- (c) 建築物との両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分には、防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する方式のものを設けること。
- ただし、当該防火戸が防火シャッターである場合は、建基令第112条第14項第1号口で定める構造を有する防火戸とすること。
- (d) 次の①から④までの自然排煙用開口部又は機械排煙設備を排煙上有効な位置に設け、手動開放装置を火災の際容易に接近できる位置に設けたもの又は煙感知器の作動と連動して開放するものとする。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設けるものにあつては、この限りでない。
- ① 自然排煙用開口部は、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上とし、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を

有するものとする。

- ② 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものとし、電気で作動させるものにあつては非常電源を附置すること。この場合において、非常電源の種別は、規則第12条第4号かっこ書きの規定を適用しない。
- ③ 機械排煙設備のうち減圧方式のものは、排煙風量が1秒間に6 m³以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10 cm以上とすること。
- ④ 排煙設備のうち加圧方式のものは、水柱圧力が2 mm以上の能力を有するものとする。

エ ウに規定する接続される建築物相互間の距離は、次によること。

(ア) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離とする。

(イ) 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離とする。

(ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離とする。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからケまでに適合する場合

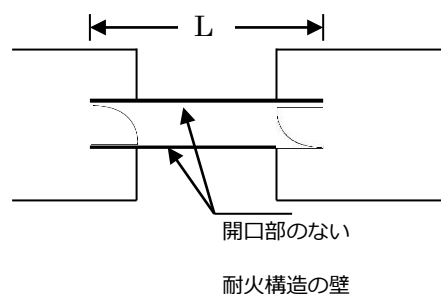
ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）の主要構造部は、耐火構造とすること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態とすること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料とすること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔を用いる。）は6 m以上とし、その幅員は6 m未満とすること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、長さ2 m以上とすることができる。

オ エの地下連絡路の長さは、次の図のLとすること。



カ 建築物と地下連絡路は、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。

キ カの出入口の開口部の面積は4 m²以下とすること。

ク カの出入口には、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下、「特定防火設備である防火戸」という。）で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。

ケ 地下連絡路には、前号ウ（ウ）b（d）に規定する排煙設備を設けること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

（3）建築物と建築物が洞道で接続される場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道は、洞道が接続される部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。

イ 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料とすること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態のものは、防火ダンパーを設けること。

（その他の接続）

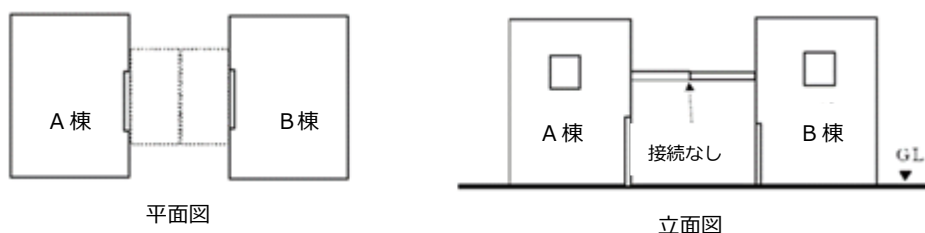
第4 第3によるほか、建築物と建築物が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

（1）建築物と建築物の庇等（軒先を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当するもの。

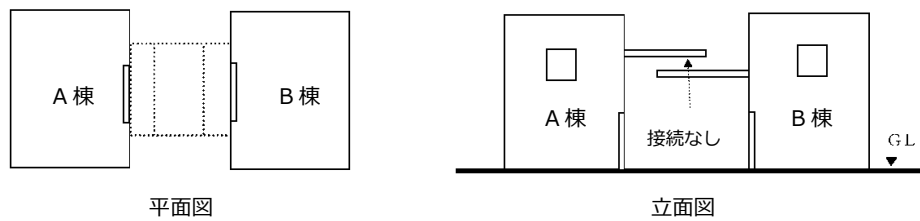
ア 建築物の庇等と他の建築物の庇等が接触している場合（それぞれの庇等同士が溶接等により接続されている場合を除く。）

イ 建築物の庇等とほかの建築物の庇等が重なり合う場合（それぞれの庇等同士が溶接等により接続されている場合を除く。）

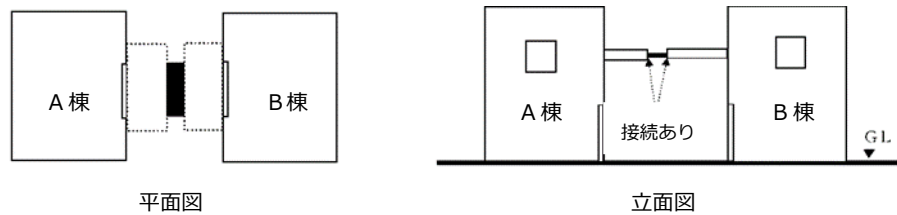
例 庇等が接触している場合【別棟】



例 底等が重なり合う場合（接触無し）【別棟】



例 底等が接続されている場合【同一棟】



(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので次のアからオまでに適合する場合

ア 接続される建築物の距離（最も開口部に近い距離とする。）は、20m以上（接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹き抜け又は地上へ通じる2以上の階段を有するものにあつては10メートル以上）とすること。

イ 接続する部分の一の開口部の面積は、8㎡以下とすること。ただし、接続される部分又はその両端部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合は、この限りでない。

ウ イの開口部には、特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものとする。

エ ウの防火戸が防火シャッターである場合は、建基令第112条第14項第1号ロに定める構造を有する防火戸とすること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合を除く。

オ 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画すること。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合

（項の判定及び床面積等）

第5 別棟とみなされる場合の各棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項の判定」という。）、床面積及び構造の取扱いについては、次によるものとする。

(1) 項の判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

(2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

(3) 次のア、イに該当する渡り廊下は、渡り廊下、建築物の構造は各々による。

ア 渡り廊下等の床面積は発生しないこと。

イ 接続されていないこと。

(消防用設備等)

第6 消防用設備等の設置については、渡り廊下等も含め設置すること。

2 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次の(1)から(3)までに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。

(1) 渡り廊下等は、すべて不燃材料とすること。

(2) 渡り廊下等は、第3に適合するものとすること。

(3) 接続される相互の建築物が、当該建築物の外壁間の中心線から1階にあっては、3m以内、2階以上の階にあっては5m以内の範囲に存しないこと。

(既存の取り扱い)

第7 既存の防火対象物にあっては当該基準にかかわらず従前の例によること。

(その他)

第8 本基準の取扱いによりがたいもので、火災の延焼拡大の要素又は社会通念上から不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。